二　当該貸家住宅が主要構造部を耐火構造とした建築物、建築基準法第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当する建築物その他総務省令で定める建築物であること。
三　当該貸家住宅の建築に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるもの又はサービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。次号において同じ。）の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けていること。
四　当該貸家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅の戸数が五戸以上であること。

20　法附則第十一条第十六項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上二百四十平方メートル以下のものとする。

附則第九条第二項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を加える。

附則第九条の二を削る。

附則第九条の三の見出し中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に改め、同条第一項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「同項の表の上欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画（以下この条において「認定計画」という。）」に、「同項に」を「法附則第十一条の四第三項に」に改め、「（平成十一年法律第百三十一号）」を削り、「同表の中欄に掲げる認定」を「認定計画の同法第三十九条の二第一項又は第三十九条の三第一項の規定による認定」に改め、同項第五号中「当該計画」を「当該認定計画」に改め、同条第二項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「同項の表の上欄に掲げる計画」を「認定計画」に改め、同条を附則第九条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（法附則第十一条の四第五項の貸家住宅等）

第九条の三　法附則第十一条の四第五項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、附則第七条第十九項に規定する貸家住宅とする。

2　法附則第十一条の四第五項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の二十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるものは、附則第七条第二十項に規定する一の部分とする。

附則第十一条第二項第二号中「若しくは」を「及び」に、「地域又は鉄道の貨物駅の周辺の地域のうち、」を「地域のうち」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項から第十項までを削り、同条第十一項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第五項」に改め、「助成金」の下に「その他これに類するものとして総務省令で定めるもの」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十八項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十四項に規定する設備で政令で定めるもの」を「附則第十五条第十一項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるもの」に、「放送番組の制作に必要な設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備」を「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備」に、「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法」を「同法」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十一項から第二十三項までを削り、同条第二十四項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十三項」に改め、「一台又は」及び「（同項に規定する充電するための設備にあつては、三百万円以上の設備）」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十三項から第三十六項までを削り、同条第三十七項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第四十項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第四十一項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、「定めるものは、」の下に「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定事業（当該認定事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が五万平方メートル以上の耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）が整備されるものに限る。）により取得した」を加え、同項を同条第三十項とし、同条第四十三項を削り、同条第四十四項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第四十五項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十七項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十八項中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十九項を削り、同条第五十項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第二十八項」に、「第十三項」を「第八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第五十二項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第五十三項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

40　法附則第十五条第三十三項に規定する設備で政令で定めるものは、電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第二条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）のうち総務省令で定めるもので、同法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

附則第十一条第五十四項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第三十五項」に、「第十五項」を「第十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条に次の三項を加える。

42　法附則第十五条第三十六項に規定する基準適合表示車のうち政令で定めるものは、同項に規定する基準適合表示車のうち、その原動機の定格出力が十九キロワット以上五十六キロワット未満であるものとする。